

令和5年4月30日全面改訂

令和6年5月13日一部改訂

令和7年4月 1日一部改訂

1 いじめ問題に関する本校の基本的な考え方

いじめの指導は、生活指導の一環であり、いじめは、どの学年・学級においても起こりうるという認識を教職員間で共有し、「いじめ、いじわる、いやがらせのない学校」「安心・安全で安定した学校生活の提供」への挑戦に向けて全校体制で取り組む。そのために、生命尊重・人権意識の向上を図る指導を充実するとともに、生徒一人ひとりの自己肯定感・自己有用感を育む教育を推進する。

いじめについての認知を躊躇せず、まずは、早期発見に全力を尽くす。また、多くの生徒が入れ替わり被害や加害を経験していることや、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、よりよい集団をつくりながら、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を形成する。

さらに、学校を公共の場ととらえた上で、桜丘中の生活指導の基本方針等に則り、「望ましい行動の育成」をスローガンとして、自律した態度で主体的に授業・行事に参加・活躍するとともに、寛容性をもってよりよい集団づくりを目指し、学校生活を大切にする生徒を育成するための指導を充実する。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめの未然防止や早期発見・早期対応のために「いじめ防止対策会議」（以下 「会議」という）を設置する。

（1）構成員

校長・副校長・生活指導主任・学年主任（含 すまいる教室主任）・教務主任・進路指導主任・学校経営部主任・保健主任・特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー・関係教員・その他必要な外部機関

（2）活動内容

- ①いじめの未然防止に関すること
- ②いじめの早期発見に関すること
- ③いじめの対応に関すること
- ④いじめに関する対応の評価・改善に関すること
- ⑤その他、いじめ等に関係すること

（3）開催

週1回の生活指導部会において会議を行う。また、いじめの事案発生時には臨時開催をする。

3 いじめ未然防止のための取組

- （1）道徳、学級活動等において「いじめは絶対に許されない」という意識を醸成するとともに、具体的な行動の在り方（人とのかかわり方）を生徒が考える学級での取り組みを行う。
- （2）健全な人間関係を育むため、日常生活での言葉遣いや、ルール・マナー等、公共性・社会性の育成を図り、いじめが生じにくい環境づくりを進める。
- （3）人権尊重に関する指導を充実し、生徒の人間関係形成能力を高めるとともに、多様性の理解や思いやりの心を育む体験活動を充実する。
- （4）インターネット、スマートフォン等に関する具体的な課題について生徒の意識を高め、適切な行動を心がけさせるため、情報モラル教育を充実する。
- （5）日常生活における生徒の様子を多様な方法で観察し、教員間で情報の共有化を図るとともに、家庭への情報提供の呼びかけを行う。
- （6）家庭用リーフレット及び生徒用リーフレットを作成し、いじめ理解に関する啓発活動を継続的に行う。
- （7）いじめ防止対策推進法の理解啓発を継続的に行う。（リーフレットを活用した授業）
- （8）本校のいじめ対応についての情報提供を継続的に生徒・保護者へ行う。

4 いじめ早期発見に向けた取組

(1) いじめの早期発見に向けて、生徒に対する調査や相談を次のとおり実施する。

- ①第1学年生徒を対象とするスクールカウンセラーによる全員面接（1学期）
- ②生徒対象のいじめに関するアンケート調査（6月 10月 1月 年3回）
- ③ゆうゆうタイムの実践（生徒が安心して話せる教員との面談）（2学期）
- ④学級担任による生徒や保護者との面談による情報収集及び、3者面談（年2回程度）や必要に応じて面談を適時行う。
- ⑤スクールカウンセラーによる授業観察及び担任との情報共有
- ⑥We b Q－U（学級適応に関する心理検査）の実施
- ⑦毎月の生徒理解アンケート（かかわりカード）の実施
- ⑧いじめが気付きにくいことを踏まえ、生徒からの相談・情報発信を促す指導
- ⑨速やかな学校全体での情報共有体制の構築

(2) 生徒及び保護者が安心していじめに関する相談ができるよう、相談体制の確立及び周知をする。

- ①第1学年生徒を対象としたスクールカウンセラーによる全員面接を行い、生徒とスクールカウンセラーの関係性を構築する。
- ②保護者用リーフレット及び生徒用リーフレット等に学校及び外部の相談機関の連絡先を提示する。
- ③学校広報誌・学年だより・保護者会などにていじめ等の相談について周知する。
- ④本校の教育相談体制について、学期に1回保護者・生徒へ周知する。
- ⑤生徒を認める・ほめる指導を心がけ、生徒と教員の関係性を高める。

5 いじめ事案に関する対応の方針 ※いじめ防止対策推進法第23条に基づき対応する。

- (1) いじめ発覚の際、特定の教員で抱えず、学校として組織的に対応する。
- (2) いじめられた生徒及び、知らせてきた生徒の安全を第一に確保する。
- (3) いじめの事実及びいじめに関連すると考えられる事案が確認された場合は、いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒の双方の保護者に連絡を取り、連携した対応策を講じる。
- (4) いじめを行った生徒へは、毅然とした姿勢で指導を行う。
- (5) いじめを行った生徒の指導は、いじめを受けた生徒を守るという視点で、教室外で行うことも考慮する。
- (6) いじめの程度・いじめを受けた生徒などの状況を踏まえ、必要に応じて専門家や関係機関との相談・連携を行い、対応する。
- (7) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、迅速に警察及び区教育委員会と連携して対処する。

※警察と生徒の健全育成の観点から日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築する。また、いじめ事案に的確に対応するために必要に応じて教育的意義を果たすべき役割等を明確にした上で、警察への相談・通報を行う。

6 いじめの重大事態への対処

いじめにより生徒の生命・心身や財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめを受けた生徒が相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次のような対応を取る。

- (1) 重大事態の発生について、速やかに区教育委員会へ報告する。

【重大事態の定義 いじめ防止対策推進法第28条】

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

【これまで各教育委員会等で重大事態として扱った事例】

- ①児童生徒が自殺を企画した場合
- ②心身に重大な被害を負った場合

- ・リストカットなどの自傷行為 ・暴行を受け、骨折した ・殴られて歯が折れた
 - ・心的外傷後ストレス障害と診察された ・わいせつ画像をインターネット上に拡散された
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ・複数の生徒から金品を強要された ・スマートフォンを水につけられ壊された
- ④いじめにより転学等を余儀なくされた場合
- ・欠席が続き、登校できない状況が続き、転校した。
- (2) 区教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織（以下 組織という）を設置する。
- (3) 組織を中心として、事実関係を明らかにするための調査等を実施する。
- (4) 調査等の結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係・その他必要な情報を適切に提供する。
- (5) 必要に応じて関係機関を含めた拡大の組織を立ち上げ、行動連携を行う。
- ※学校運営委員会やPTA等と連携も視野に入れた対応を行う。

7 その他

この方針に定めるいじめの実態把握やいじめに対する措置を適切に行うため、いじめ防止等の取組を評価する項目を学校評価に取り入れ、その取り組み状況を検証し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応する。また、桜丘中学校の生活指導の基本方針や情報モラルに関する指導を学期に1回必ず行う。学校の実践に関する効果検証を行い、「いじめ いじわる・いやがらせのない学校への挑戦」を展開する。

かわりカード 例

※記名式アンケート

かわりカード

氏名 ()

- 1 いじめや人間関係が要因で、学校に行きたくない日があるときありますか。
YES NO
- 2 人間関係が要因で眠れない日があるときありますか。
YES NO
- 3 もしかするといじめられていると思うことはありますか。
YES NO
- 4 クラスでいじめられているのではないかと思う人はいますか
YES NO
- 5 先生に相談したい悩みがありますか
YES NO

参考 明治大学 諸富祥彦 教授 (臨床心理士 公認心理士 上級教育カウンセラー)

8 いじめ対策年間指導計画 令和7年度案

	教職員の活動	生徒の活動	保護者への活動
4月	・いじめ防止基本方針の確認 ・いじめ防止リーフレットの作成・配布 ・学級活動（クラスづくり） ・いじめ防止対策推進法の理解（第1・2学年） ・警察等との連携（情報交換）	・いじめ防止基本方針の理解 ・いじめ防止の理解 ・学級活動（クラスづくり） ・いじめ防止対策推進法の理解（第1学年）	・いじめ防止対策推進法の理解（学校だより）
5月	・道徳等（いじめの授業） ・SOSの出し方教室② ・学級・生徒会活動 ・かかわりカード→面談	・SOSの出し方教室② ・学級・生徒会活動 ・かかわりカード→面談	・部活動保護者会
6月	・We b Q U実施 ・（弁護士による授業 SNS） ・いじめアンケート（区）→面談 ・道徳授業地区公開講座	・We b Q U実施 ・S C全員面接 ※6月（第1学年） ・（弁護士による授業 SNS） ・いじめアンケート（区）→面談 ・道徳授業地区公開講座	・学校だよりで基本方針を周知 ・道徳授業地区公開講座
7月	・ポジティブ行動支援の検証 ・個別面談 ・警察等との連携（情報交換）	・ポジティブ行動支援のアンケート ・個別面談	・個別面談
8月	・PDCA検証（ポジティブ行動支援の成果検証） ・いじめ防止リーフレットの検討		
9月	・いじめに関する授業 ・ゆうゆうタイム ・かかわりカード→面談	・いじめの授業（いじめの理解） ・ゆうゆうタイム ・かかわりカード→面談	・
10月	・学校公開週間 ・いじめに関する授業（SNS利用） ・かかわりカードの実施→面談	・学校公開週間 ・いじめ理解（SNS利用） ・かかわりカード→面談	・学校公開週間
11月	・We b Q U実施→面談 ・いじめアンケート（区）→面談 ・警察等との連携	・We b Q U実施 ・いじめアンケート（区）→面談	
12月	・個別面談 ・体罰等調査 ・学校関係者アンケート	・個別面談 ・体罰等調査→面談	・個別面談 ・学校関係者アンケート
1月	・かかわりカードの実施→面談 ・情報モラルに関する授業	・かかわりカードの実施→面談 ・情報モラルに関する授業	
2月	・小中合同研修会 ・警察との連携 ・いじめアンケート（区）→面談 ・学校評価まとめ	・生徒会、委員会活動年間のまとめ ・いじめアンケート（区）→面談	
3月	・かかわりカードの実施→面談 ・令和8年度基本方針策定	・かかわりカードの実施→面談	
定期的・	・ポジティブ行動支援の生活指導の展開（挨拶 時間 責任感） ・人間関係の構築を重視した教育活動（構成的グループエンカウンター 集団づくり リーダーシップ マナー 公正・公平 寛容性） ・定期的ないじめアンケート（区教育委員会調査）の実施 ※学期ごと		

随 時 的 な 取 組	・ 毎月のかかわりカード等の実施（除 区教育委員会の調査実施月） ・ WebQ U実施（6月 11月） ・ 生徒対象のスクールカウンセラーによる面接の実施（1学期5月：1年） ・ いじめに関する事例紹介、教員研修会の実施（年1回＝全体、週1回＝情報交換） ・ 関係機関との情報交換会の実施 ・ いじめ防止啓発活動の推進（リーフレットの作成・配布） ・ 多視点での生徒理解の推進（観察法 面接法 質問紙法） ・ 登下校時見守り活動の推進 ・ いじめに関する授業の実施、SNSいじめの防止（情報モラル）に関する授業の実施 ・ 小中連携による情報共有 ・ 道徳の時間、学級活動の時間における人権尊重教育の実施 ・ 保護者会、学校だより・いじめ防止リーフレット等で本校のいじめ対策を保護者に情報提供 ・ 定期的な警察等の関係機関との情報連携
----------------------------	--